

# 行政サービス

11月の夜間・日曜納税窓口の納税忘れはありませんか？

## ▽日曜窓口

〔日時〕30日(日)午前8時30分～午後5時

## ▽夜間窓口

〔日時〕27日(木)午後8時～

## 〔会場〕納税課

なお、平成20年度国民健康保険税(第5期分)は、12月1日(月)までに納めてください。  
※納付は便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

## 〔問い合わせ〕納税課

## 公共施設再編に関するワークショップの開催

現在策定中の公共施設再編方針について、より多くの市民の方からご意見を伺うため、ワークショップを開催します。

ワークショップとは、立場や経験の異なる参加者がお互いの考えや立場を学び合いながら問題意識を高め、積極的に交流することを知恵や創意工夫を出し合い、意見をまとめる手法です。  
〔日程〕11月29日(土)、12月6日(土)・20日(土)(全3回を通してテーマについて検討します。1回のみ参加も可)

〔時間〕午後1時～3時

〔会場〕502・503会議室

〔対象〕市内在住・在学・在勤者

〔テーマ〕公共施設の再編とこまへの将来像  
※各回の詳しい検討内容は、市

ホームページをご覧ください。  
〔問い合わせ〕政策室企画法制担当

## 狛江市総合基本計画審議会 会の市民委員の公募

市では総合的かつ計画的に行政運営を図るための新しい基本構想を策定するため、狛江市総合基本計画審議会を設置します。

この基本構想は、市で策定しているさまざまな計画の大本となるものとして定めるものです。審議会では、市民の視点からご意見をいただき、これからの狛江市のまちづくりの方向性と目指すべき将来像について、学識経験者・市職員とともに検討します。

〔応募資格〕18歳以上の市内在住・在学・在勤者

〔募集人員〕5人以内

〔任期〕平成22年3月予定

〔会議〕月1回程度(平日夜間)

〔申し込み・問い合わせ〕12月1日(月)までに住所・氏名・年齢・性別・連絡先および作文「応募の動機」を800字以内にとり、電子メール(kihouto1@city.komae.lg.jp)、郵送、または直接政策室企画法制担当へ。

## 多摩川衛生組合指名参加 願いの受け付け

平成21・22年度に、多摩川衛生組合が行う入札に参加を希望される業者は、「指名参加願い」を提出してください。

今回の受け付けは、新規・更新の業者の方すべてが対象となります。

ります。  
〔受付期間〕12月1日(月)～12日(金)(土・日曜日は除く)

〔受付時間〕午前9時～11時30分、午後1時15分～4時30分

〔受付場所〕多摩川衛生組合管理棟

〔有効期間〕平成21年4月1日～平成23年3月31日

※申請書類は、多摩川衛生組合ホームページ(<http://www4.ocn.ne.jp/~tamagawa/>)からダウンロードできます。

〔問い合わせ〕多摩川衛生組合 042(377)3601

## 年金を受けている方が亡くなったときは届出が必要

年金を受けている方が亡くなったときは、「年金受給権者死亡届」を府中社会保険事務所に提出してください。

また、年金はなくなった日の属する月まで支払われますので、未払いの年金がある場合は「未支給年金・保険給付請求書」も合わせて、提出してください。

未払いの年金を受けられる遺族の方は、年金を受けていた方の死亡当時、生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹となります。

なお、「年金受給権者死亡届」の提出が遅れると年金がそのまま支払われ、後日、年金を返納していただくこともあります。

詳しくは、ねんきんダイヤル P電話・PHSは06(7700)1165をご利用ください。

〔問い合わせ〕府中社会保険事務所 042(361)1011

# 審議会等の公開

## 狛江市個人情報保護審議会

〔日時〕11月17日(月)午後2時から

〔会場〕4階特別会議室

〔問い合わせ〕政策室企画法制担当

## 狛江市生活安全対策協議会

〔日時〕11月26日(水)午後3時から

〔会場〕狛江市役所小田線高架下分室103・104会議室

〔問い合わせ〕安心安全課安心安全係

## 第2回狛江市市民福祉推進委員会

〔日時〕11月18日(火)午後6時30分から

〔会場〕4階特別会議室

〔問い合わせ〕福祉サービス支援室総合調整担当

## 狛江市介護保険推進市民協議会

〔日時〕11月27日(木)午後7時から

〔会場〕502・503会議室

〔問い合わせ〕介護支援課介護保険係

## 狛江市選挙管理委員会

〔日時〕11月20日(水)午前10時から

〔会場〕3階選挙管理委員会事務局

※傍聴は先着3人まで

〔問い合わせ〕選挙管理委員会事務局

## 〈障がい者に関するシンボルマーク〉

### 障がい者のための国際シンボルマーク



障がいのある人々が利用できる建物、施設や公共交通機関であることを示す世界共通のマークです。

### 視覚障がい者を示す国際シンボルマーク



視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮した建物・設備・機器などに付けられます。

### 耳マーク



聴覚に障がいがあることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されるマークです。自治体・病院などで援助を示すマークとしても使用されています。

### 「ハート・プラス」マーク



身体の内部に障がいのある方を示すマークです。外見では分かりにくい内部障がいのある方の存在を視覚的に示すためのものです。

### オストメイトマーク



オストメイト(人工肛門・人工膀胱を保有する方)を示すマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されます。

### 身体障がい者標識(身体障がい者マーク)



肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。

### ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法で定められた補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を受け入れる店の入口などに使用されるマークです。

### 聴覚障がい者標識



聴覚障がいであることを理由に運転免許に条件を付されていた方が車に表示するマークです。平成20年6月1日の道路交通法改正により、新たに加われました。

# ご存じですか？

## 障がい者のシンボルマーク

障がい者のシンボルマークには、障がいのある方に配慮した施設であることや、それぞれの障がいについて分かりやすく表示するため、国際的に定められたもののほか、各障がい者団体が独自に提唱したいろいろなものがあります。内部障がいなど外見からは分からない障がいもありますので、シンボルマークをよく理解した上で、駐車場の優先利用など、協力をお願いします。  
〔問い合わせ〕福祉サービス支援室障がい者支援担当